

令和4年度 行政職給料表の作成について

今年度の改定手法

人事委員会からの意見を踏まえた改定を実施するため、次の考え方による改定率を、現行の給料月額に乗じて改定額を算出（100円未満四捨五入）し、当初改定額を設定した。

なお、給料表の構造を維持しつつ改定を実施するため、これまでどおり、まず基幹号給に対して改定額を設定した。

（1級）高校卒の初任給の基幹1号給から3号給までを7,000円の引上げ、次の基幹4号給から6号給まで改定率を0.31%ずつ逡減させ、大学卒の初任給の基幹7号給及び大卒暫定措置初任給の基幹8号給を6,000円の引上げとし、次の基幹9号給から19号給まで改定率を0.13%ずつ逡減させ、大学卒のモデル昇給で35歳時点に適用される基幹20号給で平均改定率である2.01%の引上げとした。大学卒のモデル昇給で36歳時点に適用される基幹21号給以上は定率である1.84%の引上げとした。

（2級）昇格時の昇格対応とのバランスを考慮し、大学卒の初任給及び大卒暫定措置初任給に対応する基幹2号給までを6,000円の引上げとし、次の基幹3号給から14号給まで改定率を0.12%ずつ逡減させ、大学卒のモデル昇給で35歳時点に適用される基幹15号給で平均改定率である2.01%の引上げとした。大学卒のモデル昇給で36歳時点に適用される基幹16号給以上は定率である1.84%の引上げとした。

（3級）昇格時の昇格対応とのバランスを考慮し、基幹1号給は、2級の基幹8号給に対応するため6,000円の引上げとし、次の基幹2号給から8号給まで改定率を0.09%ずつ逡減させ、大学卒のモデル昇給で35歳時点に適用される基幹9号給で平均改定率である2.01%の引上げとした。大学

卒のモデル昇給で 36 歳時点に適用される基幹 10 号給以上は定率である 1.84%の引上げとした。

(4 級) 昇格時の昇格対応とのバランスを考慮し、基幹 1 号給は、3 級の基幹 7 号給に対応するため 5,700 円の引上げとし、次の基幹 2 号給及び基幹 3 号給まで改定率を 0.05%ずつ逡減させ、大学卒のモデル昇給で 35 歳時点に適用される基幹 4 号給で平均改定率である 2.01%の引上げとした。大学卒のモデル昇給で 36 歳時点に適用される基幹 5 号給以上は定率である 1.84%の引上げとした。

(5～8 級) 大学卒のモデル昇給で 36 歳時点以上に適用される基幹号給のみのため、定率である 1.84%の引上げとした。

給料表構造を維持するための立上調整については、これまでどおりマイナスで行うことを基本としているが、昇格対応の維持調整及び号給間差額の維持調整について、マイナスで行うことが困難な場合には、一部プラスで行っている。立上調整後、残った原資を最終調整に使用することとする。

立上調整の内容については次のとおりである。

○ 同一級内の改定額の上下関係

(マイナス改定時に上位号給に向けて改定額 (マイナス) を上昇させること)

プラス改定であるため、調整は不要。

○ 同一級内の号給間差額 (昇給カーブを現行から変更しないこと)

各級において同一級内のバランスを保つ観点から、新たな双山が発生しないように調整を行っている。

1 級は基幹 12 号給にマイナス 100 円の調整を行った。

また、1級の基幹20号給から23号給までについて、昇格対応の維持調整を行ったことにより、マイナスで調整を行うことが困難であったため、基幹18号給にプラス200円、基幹19号給にプラス700円の調整を行った。

2級は基幹3号給から8号給まで、11号給、12号給、15号給及び17号給から20号給までに、マイナス100円からマイナス600円までの調整を行った。

3級は基幹2号給から9号給までに、マイナス100円からマイナス300円までの調整を行った。

4級は基幹4号給、6号給、7号給、18号給及び19号給に、マイナス100円又はマイナス200円の調整を行った。

6級は基幹8号給、13号給及び14号給に、マイナス100円又はマイナス200円の調整を行った。

○ 昇格対応先との級間の号給間差額の維持調整

(昇格前号給の間差額より昇格後号給の間差額を大きくすること)

4級までについては、35歳時点に適用される基幹号給まで改定率を逡減させていくことが基本とする中で調整は困難である。5級以上については、定率の改定のため調整は不要である。

○ 改定前後の号給間差額の維持調整

(改定前の間差額より改定後の間差額を大きくすること)

4級までについては、35歳時点に適用される基幹号給まで改定率を逡減させていくことが基本とする中で調整は困難である。5級以上については、定率の改定のため調整は不要である。

○ 昇格対応における改定額の級間調整

(マイナス改定時に昇格前号給の改定額より昇格後号給の改定額のマイナス大きくすること)

プラス改定であるため、調整は不要。

○ 昇格対応の維持調整（現行の昇格対応を変更しないこと）

1級の基幹 20号給から 23号給までと現行で昇格対応している2級の基幹 10号給は 5,900円の引上げとしていることから、2級の基幹 10号給の昇格対応を維持するため、1級の基幹 20号給から 23号給までにプラス 800円又は 1,100円の調整を行った。

残った原資の配分については給料表構造を維持しつつ、次の順序で配分を行った。

① 立上調整（マイナス）を行った基幹号給に対して給料表構造を維持する範囲で復元。

2級は基幹 11号給から 20号給までに、プラス 100円からプラス 600円までを配分。

4級は基幹 4号給から 7号給までに、プラス 100円又は 200円を配分。

6級は基幹 8号給及び 9号給に、プラス 100円を配分。

② 定年引上げによる給料月額 7割措置との関係から、基幹の間差を 800円以上にし、4分割時の間差を 200円以上にするため、基幹の間差が 400円の号給である 1級基幹 20号給から 23号給までについて間差額が各級の中で最も小さい間差額である 1,000円となるよう、1級基幹 21号給から 23号給までにプラス 700円からプラス 1,900円までを配分。

③ 改定額が 5,500円未満の基幹号給に対して 5,500円になるよう配分。

1級は基幹 16号給から 20号給までに、プラス 100円からプラス 400円を配分。

2級は基幹11号給から18号給までに、プラス100円を配分。

3級は基幹9号給から11号給までに、プラス100円又はプラス200円を配分。

給料月額が現給保障の適用を受ける職員については、その者の現給保障額をその者が受ける級号給の改定率で改定を行うこととする。

上記を踏まえると、本則値適用者と現給保障適用者の改定率等については、次の表のようになる。

(給料月額改定率 2.01% (本則値適用者のみ 2.01%))

	平均 (円)	改定額 (円)	改定率 (%)
給料月額	315,110	6,347	2.01
うち、本則値適用者	315,546	6,352	2.01
うち、現給保障適用者	287,444	6,057	2.11
扶養手当	9,225		
管理職手当	7,196	173	2.40
地域手当	53,061	1,044	1.97
住居手当	7,276		
単身赴任手当	113		
比較給与	391,981	7,564	1.93

その結果、最終的な各級の改定率等は次のとおりである。

	初号付近			最高号給			平均 改定率	現給保障適 用者を含む 平均改定率
	給料月額 (改定前)	改定率	改定額	給料月額 (改定前)	改定率	改定額		
1 級	147,200	4.76%	7,000	229,900	3.13%	7,200	3.32%	3.29%
	156,900	3.95%	6,200					
	169,600	3.54%	6,000					
	178,300	3.37%	6,000					
2 級	166,200	3.61%	6,000	304,300	1.84%	5,600	2.46%	2.44%
3 級	222,200	2.70%	6,000	344,000	1.83%	6,300	1.90%	1.90%
4 級	264,300	2.16%	5,700	372,500	1.85%	6,900	1.84%	1.84%
5 級	339,000	1.83%	6,200	413,800	1.84%	7,600	1.84%	1.84%
1～4級 平均							2.06%	2.06%
1～5級 平均							2.04%	2.04%
6 級	371,400	1.83%	6,800	450,800	1.84%	8,300	1.84%	
7 級	473,500	1.84%	8,700	482,000	1.85%	8,900	1.84%	
8 級	518,600	1.83%	9,500	564,500	1.84%	10,400	1.84%	
6～8級 平均							1.84%	
1～8級 平均							2.01%	2.01%

※ 1級初号付近の給料月額は初任給（上から高校卒、短大卒、大学卒、大学卒
暫定措置）

なお、再任用職員については、各級の平均改定率に基づき改定を実施した。